

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 ホームヘルパー等給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する指定居宅サービス（訪問介護）及び受託事業に従事する嘱託職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものである。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、役職手当、通勤手当、時間外勤務手当とする。

(給料及び手当の額)

第3条 職員の月額給料及び手当は、第1条の契約の範囲で別表に定める額とする。

(給与等の支給方法等)

第4条 月額給与の計算期間及び支給日は、直方市社会福祉協議会職員の給与に関する規程第7条の規定を準用する。

(私用車の使用)

第5条 職員が私用車を業務に使用した場合には、社協は、業務遂行に要したガソリンの実費相当分の弁償、職員が加入契約した当該車輛の自動車保険料（任意保険）の一部を負担する。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月15日より施行する。

別表

区 分	支 給 基 準	金 額
給 料		1 9 7, 6 0 0 円
責 任 者 手 当		月 額 5, 0 0 0 円
退 職 手 当		独立行政法人 福祉医療機構
活 動 費		月 額 5, 0 0 0 円